

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能
- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件
就業実績 1,362件

【実施自治体数】

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で福祉事務所を設置している2自治体を含む（島根県、広島県）。